

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の平成6年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月

私は、転職した平成6年9月にA市の窓口において、妻の分と併せて国民年金の加入手続きを行い、保険料を現金により納付したはずである。

申立期間について国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間における保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続きも適切に行っている上、申立期間は1か月と短期間であり、その妻は、申立期間を含め、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、申立人の申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

また、A市における保険料の納付場所・納付額など、申立人の申立内容は具体的であり同市の納付場所の職員の証言ともおおむね一致していることから、申立人の申述には信憑性^{びよう}がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を44万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月15日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における平成17年度給与明細書により、申立人は、44万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を20万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月15日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における平成17年度給与明細書により、申立人は、20万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を26万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月15日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における平成17年度給与明細書により、申立人は、26万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所における資格喪失日に係る記録を昭和44年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月30日から同年5月1日まで
ねんきん特別便により、A社に入社し、B所からC所への転勤の際、厚生年金保険の被保険者期間に空白期間が存在することが判明した。申立期間についても継続して勤務していたことに間違いは無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A健康保険組合が発行した健康保険資格喪失証明書及びA社から事業を継承したD社から提出された申立人の履歴カードの写し並びに同社からの文書回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務（昭和44年5月1日にA社B所から同社C所へ異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B所における被保険者資格喪失時の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務の履行については、現在の事業主は、当時の資料が無いため保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が申立人に係る資格喪失日を昭和44年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を

資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 62 年 3 月末で仕事を辞めたので、同年 4 月に妻が、A 市で国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を一緒に納めていた。申立期間について、妻の保険料のみが納付済みとなって、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 3 月末で仕事を辞めて、同年 4 月から国民年金に加入するために、その妻が、市で手続を行い、夫婦二人分の保険料を納付していたと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、平成 6 年 6 月であり、その時点では、申立期間については時効により保険料を納付することができない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、保険料を納付していたその妻が記憶している保険料額は、申立期間当時の一人分の保険料額である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年7月から46年3月まで

私は、夫が昭和45年6月で仕事を辞めたので、夫の実家に引っ越した。国民年金の加入手続については、義母が行ってくれたと思う。保険料の納付については、はっきりとは覚えていないが、義母が納付してくれたり、自分で納付したりしたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立期間当時における国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧であり、当時の保険料の納付状況等が不明である。

また、昭和45年7月に国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されているが、保険料を一緒に納付していたとするその夫についても申立期間の保険料が未納となっている。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

群馬国民年金 事案 581 (事案 31 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月まで

昭和 47 年 6 月に国民年金に加入し、同年 7 月に同年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を、同年 12 月に同年 10 月から 48 年 3 月までの保険料を、A 区 B 出張所で納付した。

申立期間の保険料も昭和 47 年度中に A 区 B 出張所で納付したはずであるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

なお、今回の申立てにおいては、私が申立期間の保険料を納付したことを証言してくれる知人がいるので、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、しかも、保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が曖昧なため、具体的な保険料の納付状況が不明であること、申立期間の保険料は、昭和 47 年度においては過年度の保険料に該当するが、過年度の保険料については、制度上、社会保険事務所(当時)発行の納付書により金融機関で納付することになっていた上、A 区も過年度保険料の収納は実施していなかったとしていること、及び申立期間の保険料を用立てて、納付したことを示す特段の事情も見当たらないこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 3 月 19 日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、自分が両親からの送金により申立期間の保険料を納付したことを知人から聞いたと主張しているが、その知人は、「自分は両親がいなかったが、申立人には両親がいたため、両親から

送金してもらって、保険料を納付したのではないかと考えて話をした。また、申立人と一緒に区の出張所に行ったが、申立人が、どの期間の保険料を納付したかまでは分からない。」との証言をしており、その知人の証言からは申立人の保険料の具体的な納付状況が不明であることから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 12 月 1 日から 53 年 1 月 1 日まで

申立期間においては、A社及びB社の両社から報酬を受けており、標準報酬月額が実際の報酬月額と相違している。当時はそれぞれ 70 万円ぐらいもらっていたので、実際に支払われていた報酬月額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額について、A社及びB社の両社から報酬を受けており、報酬額が年金記録に反映されていないと申し立てている。

しかしながら、B社については、申立人は昭和 48 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが、厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録から確認できる上、同社は既に適用事業所でなくなっていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を証明する関連資料等を確認することができない。

一方、厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、申立人はA社において昭和 48 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同社における申立期間の標準報酬月額については、同年 12 月から 51 年 7 月までは 20 万円、同年 8 月から 52 年 12 月までは 32 万円であることが確認できるが、申立人の申立期間における標準報酬月額については、申立期間当時における最高限度額（昭和 48 年 12 月から 51 年 7 月までは 20 万円、同年 8 月から 52 年 12 月までは 32 万円）とされており、最高限度額以上の標準報酬月額に訂正することはできない。

なお、申立人が、二以上の事業所に勤務する場合は、「健康保険・厚生年金保険被保険者所属選択・二以上事業所勤務届」を社会保険事務所（当時）に提出することが必要であるが、オンライン記録からは当該勤務届が社会保険事務所に届出及び受理された記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年ごろから 34 年ごろまで
弟と一緒にA社に勤務していた。弟には厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人がA社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、申立期間当時の申立人に係る戸籍の附票、複数の同僚の証言等により推認できる。

しかしながら、申立人は、当時、女性は5人働いていたと申述しているところ、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和31年3月1日から申立期間である34年ごろまでの期間、女性が厚生年金保険の被保険者となった記録は確認できない。

また、同僚は、申立人について、「お手伝いさんの仕事をしており、申立人の前任者がいた。」と証言しているところ、この前任者に係る厚生年金保険の被保険者記録も確認できないことから、当該事業所では、当該業務に従事する者は厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。また、申立期間②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 10 月から 28 年 3 月まで
② 昭和 31 年 1 月から 40 年 12 月まで
③ 昭和 55 年 1 月から平成元年 9 月まで

昭和 27 年 10 月から 28 年 3 月まで A 社に勤務していたことは間違いがないので、申立期間①について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

B 社に勤務していた期間のうち、申立期間②について、低額となっている標準報酬月額を訂正してほしい。

C 社に勤務していた期間のうち、申立期間③について、標準報酬月額が低額となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、期間の特定はできないものの、申立人が A 社に勤務していたことは、申立人の具体的な申述及び同僚証言により推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が退職した後の昭和 31 年 7 月 26 日であり、それ以前に事業主が厚生年金保険の適用事業所としての手続を行った形跡は見当たらず、事業主を含めた厚生年金保険被保険者全員の資格取得日が同日以降となっていることから、申立期間①について申立人のみが同事業所における厚生年金保険の被保険者であった事情はうか

がえない。

申立期間②について、申立人は、B社における昭和41年分給与所得の源泉徴収票に記載されている年収額を基に、記録されている標準報酬月額が低額である旨を主張しているが、同社は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない旨を回答している。

しかしながら、申立人が保有している給与支給明細書により、当該年収額には賞与額が含まれていることが確認でき、当該賞与額を差し引いた年収額からは、記録されている標準報酬月額が妥当な額であることが推認できる。

また、当該事業所に係るカセット化した被保険者原票照会回答票により、申立期間②当時、申立人と同年代で、かつ同じ職種であったと思われる複数の同僚の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、上述のカセット化した被保険者原票照会回答票には、標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して訂正された形跡は認められない。

申立期間③について、申立人は、C社に勤務していた期間のうち、申立期間③において、記録されている標準報酬月額が低額となっている旨を主張しているが、同社は、申立期間に係る給与額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間の報酬月額について確認できない旨を回答している。

しかしながら、当該事業所に係る被保険者記録照会回答票により、申立人と同年代で、かつ同じ職種であったと思われる複数の同僚の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、当該事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者台帳に記録されている標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、遡及して訂正された形跡も認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。また、申立期間②及び③について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 9 年 12 月
② 平成 10 年 11 月から 11 年 7 月まで

ねんきん定期便により、A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、給与から控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。給与支給明細書を提出するので、両申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人の保有している申立期間①及び②に係る給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は 32 万 5,000 円及び 36 万円であり、一方、当該給与支給明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は 32 万円である。

したがって、申立人の標準報酬月額として認定される額は、32 万円であり、当該額はオンライン記録上の標準報酬月額と一致する。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する

と、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 1 月 2 日から 25 年 1 月まで

私は、A社B工場に2年間在籍していたが、国（厚生労働省）の厚生年金保険の記録では、昭和22年11月1日に資格取得、23年1月2日に資格喪失となっており、2か月しか加入記録が無い。退職したのは25年の1月と記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてもA社B工場に継続して勤務していたと申し立てているが、商業登記簿謄本によれば、同社は既に閉鎖されている上、同社及び同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、現住所の特定できる元従業員に照会したところ、「申立人のことは記憶に無い。」、「申立人のことは覚えているが、退職した時期までは覚えていない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

また、申立人は、記憶している複数人の同僚のうち、二人の同僚について、「私が退職してから1か月ないし2か月後に退職したと聞いた。」、及び当該事業所B工場について、「私が退職してから半年ないし1年後ぐらいに閉鎖した。」と申述しているところ、当該同僚に係る資格喪失日は昭和23年2月25日、同事業所同工場が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日が同年7月1日であることが確認できることから、申立人の申述内容と申立人に係る資格喪失日が同年1月2日であることはおおむね一致する。

なお、申立人が当該事業所B工場に2年間在籍していたと主張していることについては、申立人の「終戦（昭和20年8月）により前職を辞め、1年ぐらい経ったところにA社B工場に入社した。」、及び前述の同僚二人については、「私が入社してから2か月ないし3か月後ぐらいに私の紹介で入社した。」との申述を踏まえ、申立人及び前述の同僚二人の資格取得日が、同事業所同工場が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和22年11月1日）と同日であることから判断すると、申立人は、昭和22年11月1日前から同事業所同工場に勤務していたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 35 年 1 月 5 日から同年 7 月 1 日まで
③ 昭和 35 年 11 月 4 日から 37 年 7 月 1 日まで
④ 昭和 37 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日まで
⑤ 昭和 37 年 10 月 27 日から 38 年 1 月 29 日まで
⑥ 昭和 38 年 5 月 1 日から 40 年 7 月 31 日まで
⑦ 昭和 40 年 11 月 1 日から同年 11 月 29 日まで
⑧ 昭和 41 年 6 月 20 日から 44 年 1 月 1 日まで

年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みと記録されていることを知った。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑧に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和44年4月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者記号番号は、申立期間に係るものと同番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間については別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立期間に係る事業所を退職後、強制加入の被保険者に該当するにもかかわらず国

民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 3 月 3 日から 16 年 3 月 23 日まで
在籍証明書の記載どおり、A社に平成 15 年 3 月 3 日に入職したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは、申立人から提出のあった在籍証明書により認められる。

しかしながら、当該事業所から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、申立人の資格取得日は平成 16 年 3 月 23 日と記載されており、オンライン記録の資格取得日と一致するところ、同事業所は「申立人をパート従業員として採用したため、申立期間については厚生年金保険に加入させなかった。勤務態度が良好であったため、一定額以上の報酬が見込めた時点で、厚生年金保険に加入させた。」と回答している。

また、当該事業所から提出された申立人に係る給与所得の源泉徴収票において、社会保険料等の金額は、平成 15 年分は 0 円、16 年分については、おおむねオンライン記録の標準報酬月額に基づく社会保険料額に相当する金額となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 33 年 1 月 20 日まで

昭和 28 年 12 月 1 日から 33 年 1 月 20 日までの期間、A 社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録は、28 年 12 月 1 日から 29 年 4 月 1 日までの 4 か月となっている。定時制高校の同級生と同じ時期に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に関する申立人の申述内容及び申立人と同時期に同社に勤務していた複数の同僚の証言によると、申立人は、同社において、申立期間のうち、申立人と同じ定時制高校に通学していた同僚が退職した昭和 31 年 8 月ごろまで勤務していたことはいかかえるものの、当時の事業主は既に亡くなっており、また、同僚も高齢となり亡くなっている者も多く、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の事実について証言を得ることができない。

また、申立人は「時期は定かでないが県の予算がつかないため、一時、A 社を解雇されたことがあった。」と申述していること、及び申立人が退職した時点で継続して勤務していたと記憶している数人の同僚の中には、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日である昭和 29 年 4 月 1 日と同年において資格喪失している者が 3 人いることが、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから、申立人を含む同僚数人には、同資格を喪失し、その後、同社に再び勤務したにもかかわらず、同資格が付与されずに至ったものと推認される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月ごろから 48 年 5 月 10 日まで
料理の研修のため渡航し、帰国後、レストランの料理長として、A社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。社会保険に加入している会社だったので勤務し、厚生年金保険料も給与から控除されていたと記憶している。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、申立人の具体的な申述内容からうかがえる。

しかしながら、当該事業所は、既に閉鎖し、事業主は死亡している上、申立人と同時期に同事業所において調理場を担当していたとする同僚も死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、当該事業所が加入していたB健康保険組合における申立人の加入記録は確認できず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。